

社会保険

いばらき

7

あなたの年金、簡単便利なねんきんネットで

2017 July
NO.468

- 交通事故などで保険証を使うときは
- 健康づくり推進事業所認定制度について
- 契約保養施設のご案内



「夏の印象」(撮影・ひたちなか市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

あなたの年金
簡単便利な

ねんきんネットで!

◆24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます!

■年金記録照会画面イメージ

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年度	28歳	現在	現在	現在						
平成24年度	29歳	過去	過去	過去						
平成25年度	30歳	過去	過去	過去						
平成26年度	31歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*
平成27年度	32歳	未納	未納	未納						
平成28年度	33歳	現在								

【年金記録照会】で確認できること

- ◆ これまでの年金加入履歴
- ◆ 国民年金加入記録
 - 国民年金の加入月数
 - 各月の納付状況
 - 納付可能な月 など
- ◆ 厚生年金加入記録
 - 厚生年金の加入月数
 - 資格取得・喪失年月日 など

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成27年度	32歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
平成26年度	31歳	納可	納可	2号未	3号未	3号未	3号未	3号未	合算	重複	付加	付加	付可
平成25年度	30歳	未加	未納	/	2号	全免	半免	半免	3/4免	3/4免	1/4免	1/4免	等特
平成24年度	29歳	後可	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付

◆国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間等について、納付可能な月数や金額を確認できます!

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	28歳	後可	後可	後可	後可	納可	納可	納可	納可				
平成23年度	29歳	納可	納可										
平成24年度	30歳	納可	納可	納可	納可	納可	付可	付可	付可				

■追納・後納可能月数と金額の確認画面イメージ

追納・後納等の種類	納付可能月数	納付月数	保険料額(税込)
納付期間 (1/4可、半可、3/4可を含む)	25ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
後納期間	19ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
子待期間・猶予期間	23ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
待可期間	4ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
追納期間 (全免、1/4免、半免、3/4免)	21ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
合計	92ヶ月	0ヶ月	0円

付加保険料	納付可能月数	納付月数	保険料額(税込)
付可期間	4ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円

【追納・後納可能月数と金額の確認】で確認できること

- ◆ 後から納付(追納)する場合の金額(保険料額)や納付した場合に老齢基礎年金額が増えることなどの年金見込額も確認できます。

◆将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます！

■年金見込額試算画面イメージ



【年金見込額試算】で確認できること

- ◆現在の年金制度で60歳まで年金を納付した場合の試算ができます。
- ◆今後の職業や収入を質問に答えて試算できます。
- ◆詳細な条件をご自身で設定して試算できます。
- ◆年齢ごとの年金の見込額 ◆年金受給開始の年齢 など

年齢	給年の年収 (1)	老齢基礎年金 (2)	特別支給の老齢厚生年金/老齢厚生年金		小計 (3)+(4)	合計(月額) (1)+(2)+(3)+(4)
			国からの支給部分 (3)	基金代行部分 (4)		
62	2,160,000円	444,400円	381,500円	370,000円	825,900円	3,255,900円
63	2,160,000円	507,100円	414,200円	400,000円	821,300円	3,481,300円
64	1,900,000円	507,100円	414,200円	400,000円	821,300円	3,121,300円

◆年金手帳があればご利用登録はカンタン！

ぜひ、この機会に利用登録してみませんか？



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

■日本年金機構ホームページ画面イメージ



「ねんきんネット」のご利用登録は、こちらのボタンから

その1

新規登録画面から**必要事項**を入力してください。

- ・基礎年金番号 ※1
- ・氏名、生年月日、性別
- ・郵便番号、住所 等

その2

日本年金機構において、ご本人様確認を行い、**郵送でユーザID**をお届けします。※2

その3

ユーザID・パスワードを使用して「ねんきんネット」へ**ログイン**してください。

※1 基礎年金番号は年金手帳などに記載されている10ケタの番号です。

※2 お申込からユーザIDのお届けまでに郵送で通常5日程度かかります。



スマートフォンでのご利用登録はこちら

詳しくはWEBで！

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット

検索



協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

もしもの時のために…
知っておきたい!

交通事故などで保険証を使うときは

業務外の事由による交通事故など、他人（第三者）の行為によって病気やけがをしたときに健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」等の提出が必要となります。

手続き

こんなときは…

自動車・自転車などの交通事故

他人の飼い犬に噛まれた **けんか** など

交通事故等が**業務上や通勤途上のものであれば**、労災保険の給付の対象となる可能性があり、**原則として健康保険は使用できません**。事業所所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。



「第三者行為による傷病届」等を提出

提出書類

- ▶ 第三者行為による傷病届
- ▶ 負傷原因報告書
- ▶ 念書
- ▶ 損害賠償金納付確約書（加害者記入）
- ▶ 示談書の写し ※示談が成立している場合のみ

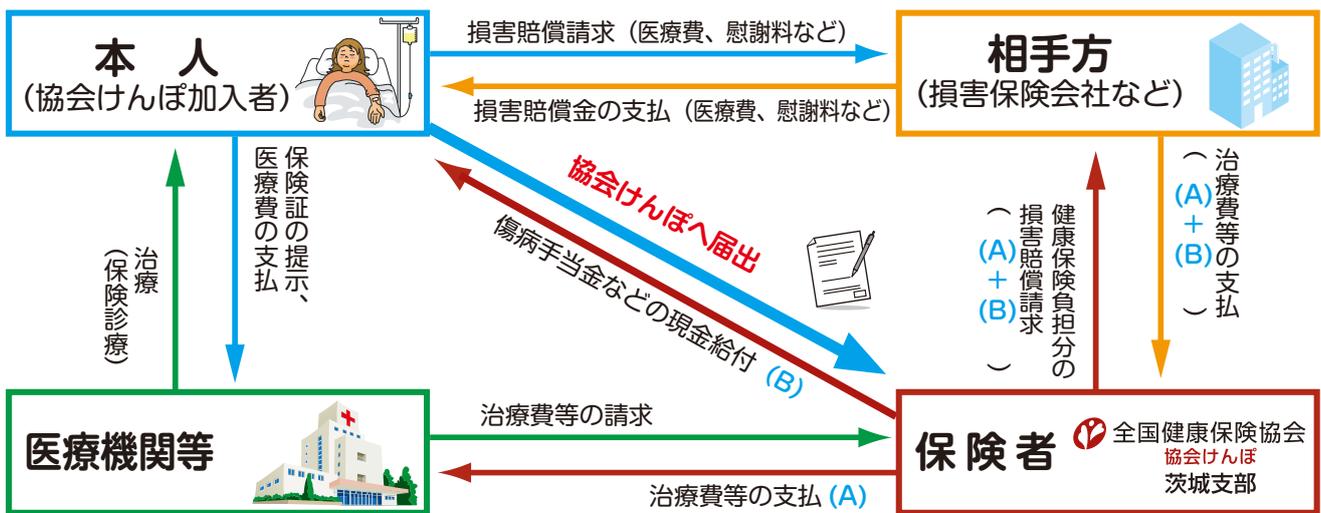
+

交通事故の場合、加えて提出する書類

- ▶ 事故発生状況報告書
 - ▶ 同意書
 - ▶ 交通事故証明書
 - ▶ 人身事故証明書入手不能理由書
- ※ 警察への届出を物損（物件）事故として処理している場合のみ

医療費負担の仕組み

「第三者行為による傷病届」を提出して健康保険で治療を受けた場合、**本来、加害者が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替え**、後日、協会けんぽが相手方に請求します。



示談をするとき

健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになります、**健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります**。示談をするときは、**事前に協会けんぽ茨城支部までご相談ください**。

《お問い合わせ先：029-303-1583（レセプトグループ）》

協会けんぽ茨城支部の 健康づくり推進事業所認定制度について

協会けんぽ茨城支部では健康経営[®]に取り組む事業所さまを「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています！（健康経営[®]は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です）

健康経営に取り組むと、従業員の活力向上や生産性の向上、組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や組織の価値向上につながると期待されています。

「健康づくり推進事業所宣言」の特典

「健康づくり推進事業所宣言」をすると…

- ★ **特典 1** 自社の健康経営への取り組み状況が一目でわかります！
 - ★ **特典 2** 無料で保健師等のアドバイスを受けることができます！ ※ 対象者がいる場合
- さらに評価結果が良かった場合は…!
- ★ **特典 3** 健康づくり推進事業所の認定証を贈呈！
 - ★ **特典 4** 評価結果に応じて**金融機関の金利優遇が受けられます！** ※ 別途審査があります

認定までのステップ

ステップ
1

「健康づくり推進事業所」の宣言（御社から協会けんぽへ）

- 協会けんぽ茨城支部へ「健康づくり推進事業所」の宣言書（申請）をご提出ください。
- 宣言書の提出は郵送またはFAXで受付します。



ステップ
2

ヒアリング（協会けんぽから御社へ）

- 宣言書到着後、協会けんぽ職員が事業所さまにヒアリングを行い、共同で「健康経営取り組みチェックシート」を作成します。
- チェックシートへの書き込みは協会けんぽ職員が行います。

ステップ
3

評価結果のフィードバック・カルテの交付※（協会けんぽから御社へ）

- 「健康経営取り組みチェックシート」に基づき、**評価結果を送付します。**（高い順にS～Dの5段階）
- ※ 健診結果データが10名分以上ある事業所さまには「事業所健康度診断カルテ」も併せてお送りします
- **健康経営の取り組みが優れている事業所さま（評価がS、A、B）には、認定証を発行します。**



認定証が発行された事業所さまは、評価に応じて金融機関（筑波銀行または常陽銀行）から融資を受ける際に金利優遇が受けられます！※
ぜひこの機会にあなたの会社でも健康づくり推進事業所宣言をしてみませんか？

※別途金融機関による審査があります



お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1580（企画総務グループ）

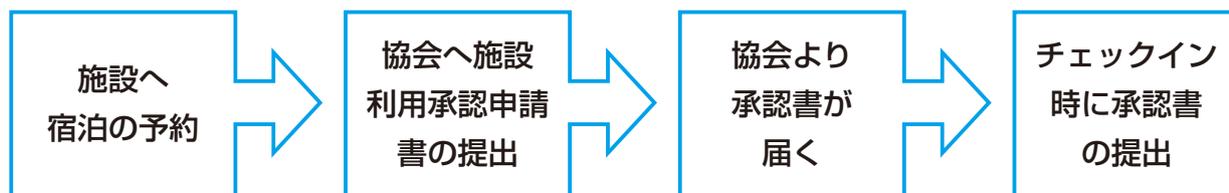
契約保養施設のご案内

茨城県社会保険協会では下記施設と年間契約を結び、会員事業所さまの被保険者及び被扶養者を対象に宿泊される皆さまの宿泊料補助を行っております。

被保険者及び家族の保養・健康増進に是非ご利用ください。

施設名	所在地	電話番号	補助額
久慈サンピア日立	〒319-1223 日立市みなと町6-1	0294-53-8000	1人一泊二食付き 1,000円
袋田温泉 「思い出浪漫館」	〒319-3523 久慈郡大子町袋田978	0295-72-3111	1人一泊二食付き 1,000円
大洗海岸 「大洗ホテル」	〒311-1301 東茨城郡大洗町磯浜町6881	029-267-2151	1人一泊二食付き 1,000円
ヘルシーパル赤城	〒379-1104 群馬県渋川市赤城町敷島44	0279-56-3030	1人一泊二食付き 2,000円
磐梯 西村屋	〒969-2752 福島県耶麻郡猪苗代町中ノ沢温泉	0242-64-3311	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「鳴子やすらぎ荘」	〒989-6832 宮城県大崎市鳴子温泉字星沼18-2	0229-87-2121	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「サンポートみさき」	〒238-0243 神奈川県三浦市三崎5-3806	046-882-2900	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「箱根嶺南荘」	〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台442-1	0460-82-2898	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「やいずマリンパレス」	〒425-0022 静岡県焼津市本町1-6-3	054-629-1011	1人一泊二食付き 2,000円
利用資格	一般財団法人茨城県社会保険協会の事業に賛同し会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者		
その他	各施設 1人二泊まで(年度内) ※予定人員に達し次第、締め切ります。 施設利用料金等につきましては、各施設にお問い合わせ下さい。 ご利用日をキャンセルする場合は、キャンセル料の発生時期が各施設により異なりますのでご確認ください。		

利用補助 お申し込み方法



※ 保養施設利用承認申請書は、茨城県社会保険協会 HP の契約保養施設よりダウンロードできます。

★利用補助のお申し込み・お問い合わせ★

〒310-0021 水戸市南町三丁目4番12号 常陽海上ビル8階

一般財団法人茨城県社会保険協会 TEL 029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>